# 障害福祉分野就職支援金貸付事業

１　貸付額

静岡県内に所在する障害福祉サービス事業所等で障害福祉職員の業務に従事される方に、**最大２０万円**（１人当たり１回限り）お貸しします。

２　貸付対象者

下記の貸付対象者の要件の全てに該当することが必要です。

**＜貸付対象者＞**

① 次のいずれかの研修を受講し、修了した方（※）

○介護職員初任者研修
○居宅介護職員初任者研修
○障害者居宅介護従事者基礎研修
○重度訪問介護従事者養成研修（基礎、統合及び行動障害支援のいずれかの課程と応用受講すること）
○同行援護従事者養成研修（基礎、応用を受講すること）
○行動援護従事者養成研修

② 障害福祉サービス事業所若しくは施設に就労した方

③ 勤務時間が1週間に20時間以上ある方

④ 離職した介護人材の再就職準備金の貸付を受けたことがない方

※就労と同時に研修を受講し、事後に研修修了証を提出すれば対象となりますので事前にお問い合わせください。

３　返　還

静岡県内で２年以上障害福祉職員の業務に従事した場合は、貸付金の返還が全額免除されます。

※貸付要件等の詳細については、下記にお問い合わせください。

＜お問い合わせ先＞

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会　生活支援部生活支援課
〒420-8670 静岡市葵区駿府町1-70
電 話 （０５４）２５４－５２４４